

【参考】

作成例

○△行政区コミュニティ推進協議会
規 約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、○△行政区コミュニティ推進協議会と称する。

(区域)

第2条 この会は、南三陸町○●字○△、○▼、○●及び○▲に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を南三陸町○●字○△ ●●番地 に置く。

第2章 目的

(目的)

第4条 この会は、地区住民の生活文化の向上を高めながら、健全な発展を図り、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の親睦を図るための事業
- (2) 行政機関、各団体との連絡調整等の事業
- (3) 生活文化の向上を図るための事業
- (4) 環境衛生の向上を図るための事業
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 この会の事業を賛助するために、第2条に定める区域に住所を有する法人又は組合等にあつては、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒むことができない。

3 第2条に定める区域に入居した個人又は団体に対しては、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

4 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

第4章 役員

(役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 名

(2) 副会長 名

(3) 事務局長 名

(4) 会計 名

(5) その他役員 名

(6) 監事 名

(役員を選出)

第11条 役員は、総会において会員の中から選出する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

5 役員は、連帯して業務遂行の責を負う。

(役員任期)

第13条 この会の役員任期は〇年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 この会の会議は、総会、役員会及び監査会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計及びその他の役員をもって構成する。

3 監査会は、会長、会計及び監事をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(通常総会)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

(臨時総会)

第18条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の○分の△以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第19条 役員会は、毎月●回程度定例的に開催する。また、会長が必要と認めたときも開催する。

(監査会)

第20条 監査会は、当該年度の業務及び会計を監査するため開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 会長は、第18条による請求があったときは、その日から○△日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、少なくとも開催日の●日前までに通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては総会員、役員会においては役員現在数の○分の●

以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数及び出席数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、別に定める資産をもって支弁する。

2 会員には、別に定める慶弔金を支払うことができる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この会の事業年度は、毎年 ●月△日に始まり、○●月△●日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において総会員の○分の●以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

第34条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第35条 この会は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類（役員名簿）
- (4) 会員に関する書類（会員名簿）
- (5) 会議議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) 事業計画書及び予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第36条 役員会は、この規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。この場合において、役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

(旧規約の廃止)

- 2 旧規約は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規約の適用に伴う経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。